

都留市景観計画 第3回策定委員会の記録

1. 策定委員会の概要

日時：令和2年1月20日（月）19：00～21：00

会場：都留市役所 3階 大会議室

□次 第

1 開会あいさつ

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 資料確認

2 報告事項

1. 前回の意見と対応報告

3 議 題

計画書たたき台について

議題1：第2章3 景観形成推進ゾーンの方針

議題2：第3章 良好な景観形成に向けた行為の制限

議題3：第4章 景観資源等の質的向上に向けて

※時間の都合上、議題3は次回へ繰越

4 閉会・その他

1. 連絡事項
2. 閉会

□配布資料

1. 次第
2. 第2回策定委員会での意見と対応
3. 都留市景観計画たたき台（第2章3～第4章）
4. 景観形成基準に基づく景観形成イメージ
5. 県内他市届出行為一覧

□出席者（○は出席）

◆策定委員会委員

【公募市民】

- 鶴田 寛
- 高橋 辰弥

【識見を有する者】

- | | |
|--------------|---------------------|
| ○都留文科大学 | 鈴木 健大 |
| ・都留市観光協会 | 黒澤 駿 |
| ○都留市商工会 | 重原 達也 |
| ○都留市学校経営研究会 | 浅川 早苗 |
| ○都留市農業委員会 | 小俣 正孝 |
| ○山梨県建築士会都留支部 | 山口 清一 |
| ○都留市建設業協議会 | 志村 俊広（小俣幸浩副会長が代理出席） |
| ・都留青年会議所 | 奥秋 充裕 |
| ・つる大使 | 白須 慶子 |

【地域住民の代表者】

- | | |
|----------|-------|
| ○市民懇談会会員 | 奈良 泰史 |
| ○市民懇談会会員 | 水庭 次男 |
| ○市民懇談会会員 | 臼井 久 |
| ○市民懇談会会員 | 山中 敏枝 |

【関係行政機関の職員】

- | | |
|----------------------|-------|
| ○国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所 | 堀口 貞浩 |
| ○山梨県景観づくり推進室 | 深澤 修一 |
| ・山梨県富士・東部建設事務所 | 金子 伸史 |

【市職員】

- | | | |
|--------|-------|--------------------|
| ○生涯学習課 | 文化財担当 | 榎田 仁 |
| ○産業課 | 観光担当 | 小宮 文彦（笠井貴志補佐が代理出席） |

◆事務局

- | | | |
|--------|--------|-------|
| ○産業建設部 | 部長 | 柴村 聡仁 |
| ○建設課 | 課長 | 清水 正彦 |
| ○建設課 | 課長補佐 | 小林 勝之 |
| ○建設課 | 都市計画担当 | 勝俣 彰仁 |
| ○建設課 | 都市計画担当 | 田邊 健太 |

◆コンサルタント

- （株）ブレーンズ 松下 英志
- （株）ブレーンズ 堀内 洋

* 敬称略、順不同

2. 発言要旨

1 開会あいさつ

1. 開会

(事務局)

- ・本日は、大変お忙しい中をご出席頂き、お礼申し上げます。
- ・今回の策定委員会については、12月に開催予定とお伝えしていたが、台風の災害対応などにより、開催時期が遅れてしまい、大変申し訳なかった。
- ・委員の皆様からは、これまでの策定委員会において多数のご意見、ご提案を頂き、お礼申し上げます。
- ・本日も積極的なご意見、ご提案をお願いしたいと思う。
- ・ただ今から、第3回都留市景観計画策定委員会を開催する。
- ・会に先立って、携帯電話をお持ちの方は電源をお切り頂くかマナーモードにして頂くようお願いしたい。
- ・お手元の次第に沿って進行させて頂く。
- ・まず初めに委員長あいさつを委員長よりお願いしたいと思う。

2. 開会あいさつ

(委員長)

- ・本日は第3回都留市景観計画策定委員会にご足労頂き、お礼申し上げます。
- ・年も明け、先週は成人式、昨日おとといは大学でセンター試験があつて、郡内地区の多くの高校生が集まった。
- ・大学は都留市特有の景観だと思う。
- ・前回までは、主に都留市の概況、特性について皆さんにご議論頂いた。
- ・自然や家並みも景観であるが、前回ご議論頂いたように人の営みも大事な景観の要素ではないかと思っている。
- ・本日は計画のメインの部分になってくる。
- ・景観形成推進ゾーンのゾーニングのところと、特に今日は規制に関わる部分の議論を皆様にして頂く予定である。
- ・本日も活発なご意見を頂戴したいと思うので、よろしくようお願いしたい。

3. 資料確認

- 配布資料の確認を行った。

(事務局)

- ・これから先の議事進行については、都留市景観策定委員会条例第6条に基づき、委員長をお願いしたいと思う。

2 報告事項

1. 前回の意見と対応報告

- 第2回策定員会での意見と対応について、主な内容の説明を行った。(事務局)

(委員長)

- ・前回の皆様からのご意見に対して、事務局からの回答・対応を書面にして頂いた。
- ・全部読み上げた訳ではないで、説明があった項目以外でも、皆様からご意見、ご指摘、ご質問等があればお願いしたい。

(委員)

- ・15番は私が発言した内容である。
- ・回答に「地域固有の景観資源を活用したまちなみ修景や地域にふさわしい緑化、生け垣化の促進」を盛り込んでいるとあるが、どのように盛り込んでいるのか。
- ・さらに、その後に「周辺景観に調和した沿道まちなみ景観の形成」を盛り込んでいるとあるが、これはどんなものを盛り込んでいるのか。
- ・盛り込んだだけでは先に進まないような気がする。

(事務局)

- ・前回の会議で審議頂いた「景観まちづくり方針」の中で、計画の取り組みとして位置づけを行っている。
- ・確かにそれだけだと先に進まないということがあるので、今後は助成制度を検討していきたい。
- ・市の財政負担や住民の皆さんの合意が前提となるが、国の補助事業として「まちなみ環境整備事業」というものがある。
- ・その制度を利用すると、生け垣の整備を含む住宅の外観の修景整備や公共施設の修景整備を行うことができる。

(委員)

- ・「盛り込んでいこうと思っている」が適切な表現ではないか。
- ・今の説明を聞いていると、文章を含めて言葉がそのまま流れてしまっている感じである。
- ・「盛り込んでいこうと思っている」ならいいが、「盛り込んでいます」と言うのは何をどう盛り込んでいるのか。

(事務局)

- ・第2回の資料の中に既に記載されており、計画に位置付けがされている。

(委員)

- ・昭和町だけでなく、東北から南まで全部の市町とは言わないが、それぞれのまちで景観づくりをしているのに、都留市はなぜそれができなかったのか。
- ・なぜしなかったのか。予算の関係なのか。それがそこまで浸透しなかったのか。

(事務局)

- ・これまで景観計画というものが都留市にはなかった。
- ・ここで景観計画をつくるので、取り組み向けの予算化も検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・そういう回答をした方がいいのではないかと。

(事務局)

- ・国の補助金等を有効的に活用しながらやっていければと考えている。

(委員)

- ・そのように回答した方がわかりやすくいいと思う。

(委員長)

- ・もう少し具体的に追記頂ければと思う。

(委員)

- ・もう1点、2番の富士急行線沿線の意見を、前回言わせて頂いた、
- ・大勢の方が、この話をした後、現地を確認したようである。
- ・現在は、大変きれいになってきている
- ・どなたがどのようにしたのかはわからないが、ご苦労様であった。

(事務局)

- ・ご指摘を頂く前にきれいにしておかなければいけないところであり、申し訳なかった。

3 議 題

計画書たたき台について

(委員長)

- ・それでは、議題に入りたいと思う。
- ・本日は前回に続き、計画書のたたき台について、皆様にご議論を頂きたいと思う。
- ・前は第2章の2まで、ご議論を頂いた。今日はその続きになる。
- ・第2章の続きから第4章の部分で、景観形成ゾーン、実際の行為の制限、規制に関わる部分になる。
- ・第4章は、「景観資源等の質的向上にむけて」である。
- ・それらの章について、皆様にご議論頂きたいと思っている。
- ・本日は3つの章にわけて、順番に皆様にご議論を頂きたいと思っている。
- ・最初に前回の続きとなるが、「第2章3 景観形成推進ゾーンの方針」についてご議論を頂きたいと思う。
- ・最初に事務局の方から説明をお願いしたい。

議題1：第2章3 景観形成推進ゾーンの方針

- 資料に基づき「第2章3 景観形成推進ゾーンの方針」について説明した。(株)ブレインズ 堀内)

(委員長)

- ・「第2章3 景観形成推進ゾーンの方針」について、案をお示し頂いた。
- ・皆様からご意見ご質問等があればお願いしたい。

(委員)

- ・59 ページの「③十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン」について、意見に対する対応では、「計画書には、「立地に慎重な検討が必要なエリア」であることを該当箇所に加筆する。」と書いてある。
- ・この内容がここに出てくると思うが、「適切な規制・誘導」との表現にとどまっているように思える。この辺りの考え方を教えて頂きたい。

(事務局)

- ・十日市場・夏狩湧水群が、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおいて「立地に慎重な計画が必要なエリア」との位置づけがされているということで、景観まちづくり方針にその内容を加筆する形になる。
- ・今回もご指摘の通り、太陽光発電施設の適切な規制誘導ではなく、ガイドラインに基づいた規制・誘導であることを加筆させて頂きたいと思う。

(委員)

- ・「慎重な検討が必要」という言葉が必要なのではないかと考えている。

(事務局)

- ・ガイドラインの中で「立地に慎重な検討が必要なエリア」ということが謳われているので、そのあたりを加筆させて頂きたいと思う。

(委員)

- ・ここはあくまでも方針ということで、この表現でいいのではないかと考えていた。
- ・この方針の中に、そこまで書き込んでいく必要があるのか。

(委員)

- ・私は、どこかに載っていればいいと思う。
- ・ここに記載されないのであれば、どこかで確認できればいいと考えていた。
- ・ここに記載されていなければならぬということではない。

(委員)

- ・景観形成推進ゾーンの景観形成の方針をざっと読んで、美しくまとまっている印象を受けた。
- ・この後の具体的な規制の部分で、もう少し議論が深まるかと考えていた。
- ・もう少し、そういうところまで目配りして方針にも書き込んだ方がいいということであれば、色々と意見はあると思う。
- ・特に委員は、十日市場・夏狩湧水群周辺の太陽光発電施設については、かなり気にされていた。
- ・特にこのゾーンについては、表現を強くするという事だと思ふ。

(委員)

- ・記述の箇所にこだわっているわけではない。
- ・どこか他の部分で、「ガイドラインに沿った形で慎重な検討が必要なエリア」とであると確認できればよいと思う。

(委員)

- ・このエリアには太陽光発電パネルはいらぬという前提で、それをこの計画の中でどう表現するかという問題だと思ふ。
- ・強く言えるなら言った方がいいと思ふ。
- ・強く書いた方がいいと思ふが、景観計画でどこまで書くべきかということも、ひとつあると思ふ。
- ・書いた方がいいということであれば、あの周辺にはこれ以上太陽光発電パネルを増やしてもらいたくないという前提で、計画ができるべきだと思ふ。

(委員)

- ・前回、私がこの内容について質問させて頂いたが、その時はガイドラインのことは市内の全ての太陽光発電施設の計画に関わることだと思っていた。
- ・県の太陽光発電施設のガイドラインのことがここだけに書かれていた経緯があったので、その部分について質問したところ、特に規制が必要なところであるとのことであった。
- ・意見と対応にそのことが書いてあったので、その記述が確認できるのか質問させて頂いた。

(委員長)

- ・この部分は、このままでいいか。

(委員)

- ・ここに書いた方がいいというのであれば、書いた方がいい。
- ・その方が重い規制がかけやすくなるのではないかと思ふ。

(委員)

- ・もし、どちらでもいいとしたら、私個人としては、ここに「立地に慎重な検討が必要」だとはっきり書いた方がわかりやすいと思う。

(委員)

- ・景観を良くするためには、太陽光発電施設はない方がいい。
- ・「特に十日市場・夏狩湧水群のあたりは慎重に注意をして規制をする」という文章にした方がいいのではないかな。
- ・市内すべてという訳にはいかない。

(委員)

- ・難しい問題である。

(委員)

- ・十日市場の周りは、今のところ太陽光発電施設は増えてはいない。
- ・ただ農業をやらない、土地が空いてくるという傾向は続いている。
- ・土地を持っていると、ほっておくと草が伸びる。そうするとクレームが出る。最初は草を刈るが、だんだんと疲れてくると草も刈らなくなる。その後、雑木が生えてくる。
- ・そうなった時に、地権者は少なくともそれを避けるために、例えば太陽光発電施設にする。収入にもつながるし、荒地地にもならない。
- ・自分たちのメリットとしてそういうことをしてくる人は多くなる。
- ・それがだめだとするのであれば、それなりの規制をつくらなければいけない。
- ・地権者の権利と言うことも考えなければならない。
- ・規制はいいが、実現するのにどうするのかということがある。
- ・ここで色々な議論をしていって、さかのぼるようだが、その議論に基づいて、ここに書き加えるなら加える。このままでいいのか。もっと付け加えるの方々。そういう風にしていった方がいいのではないかな。
- ・ここでいくら言っても実現しないと意味がない。

(委員長)

- ・「適切な規制・誘導」という書き方と、「立地に慎重な検討が必要なエリア」という2つの言い方がある。
- ・言い方を統一した方がいいのではないかとこの話が、最初にあったと思う。
- ・もうひとつは、どういう書きぶりにするかということだと思う。
- ・この2つの整理が必要だと思う。
- ・最初の話だと、「適切な規制・誘導」ということを残したとしても、「立地に慎重な検討が必要なエリア」であることが、どこかで読めればいいのではないかとこのことであった。
- ・表現が混在した方がいいのか、統一した方がいいのかということがある。
- ・2つ目は書きぶりの話である。
- ・個人的には同じところを示すのであれば、統一した方が好ましいのではないかなと思う。
- ・太陽光発電について、このエリアは「適切な規制・誘導」でいくのであればこの表現で示した方がいいのではないかな。
- ・多分、ニュアンスが違うのではないかなと思う。
- ・方針を示すのであれば同じ言葉遣いの方が混乱しないと思う。
- ・書きぶりの話だと思う。

(委員)

- ・書きぶりという話になると、「規制」という言葉は使ってはいけないと思う。
- ・規制はできない
- ・そんな権利は、市役所にも誰にも何もない。

- ・あくまでも地権者の権利である。つくると言われたら、それでおしまいである。

(委員)

- ・「規制・誘導」とあるが、セットでそうしたいということだと思う。
- ・法律でだめだとは言いきれていない。
- ・法律で規制できなくても、地域の人の声などによって誘導にもっていく、ということだと私はとらえている。

(委員)

- ・そうとらえる人もいるが、そうとらえない人もいる。
- ・誰しもがわかるようにした方がいい。

(委員長)

- ・そもそも、「規制」という言葉を使うことが可能かどうか、私も疑問に思った。
- ・この点について、事務局はどう考えているか。

(事務局)

- ・「規制」という部分について、ご意見の通り立地自体を規制してしまうことは、景観法の範疇では困難だと思う。
- ・ただ、「規制」という言葉が適切であるかについてはご意見あるかと思うが、「こういう風にしてもらいたい」だとか、例えば「主要な道路からは見えないようにしてもらいたい」、「フェンスはこういう色にしろ」というような意味での規制はできていると思っている。

(委員)

- ・「なるべく」という意味も入っている。そういうことだと思う。
- ・規制というのは、「道路から離せ」とか「見えないようにしろ」という意味だと思う。「つくるな」とは言えないと思う。
- ・それ以上突っ込んでくると、先ほど委員が言われたような書き方になる。
- ・「規制・誘導」という言葉で置いておいても、統一化はとれていると思う。

(委員)

- ・十日市場だけでなく、すべての地区で言えると思う。

(委員)

- ・「規制」という言葉自体はおかしくないと思う。
- ・細かい景観形成基準があって、その基準に合致する形で太陽光発電施設の建設が行われる。
- ・景観条例もできる。景観条例の中で、景観形成基準に従うようにするということが明記されるはずである。
- ・勧告や命令ができるような条例が設けられると、私は思っている。
- ・そういうことであれば、それは明らかに規制である。
- ・景観計画や条例は、強制力が強いものではないが、規制という言葉を使うことについては適切であることを、事務局ははっきりと説明する必要があると思う。

(事務局)

- ・今、委員からご説明を頂いた通り、「規制」という言葉の取り方だと思う。
- ・景観計画、景観条例で立地そのものを規制することを難しいが、この後、第3章の中で説明をさせてもらうが、太陽光発電施設については届出対象行為にして一定規模以上のものは市に届け出をして頂く。
- ・市で基準をつくっていくので、その基準に合致するようにして頂くことになる。そういう意味では規制ということになると思っている。

(委員長)

- ・少し細かいところだが、是正勧告といったこともできるのか。

(事務局)

- ・届け出をして頂いたものを、市で内容を審査して、基準に適合していないものは勧告をする形になっている。

(委員)

- ・どういう条件のものが通らないのかわからない。

(委員)

- ・今までは全部通っているのではないか。
- ・通っていない案件はあるのか。

(委員)

- ・これまで設置の計画が通らなかったことはあるのか。

(委員)

- ・「規制」という言葉は色々な意味合いにとれる中で、「規制」という言葉自体が悪いとは言わない。
- ・いままで都留市に出てきた案件の中で、「これはちょっとまずいですよ」となり、取りやめになったケースはあるのか。

(事務局)

- ・現在、太陽光発電施設については、景観計画ではなく、別の要綱がある。
- ・再生可能エネルギーの導入に関する要綱がある。
- ・その要綱に基づく事前の打ち合わせの中で、事業者にある一定の協力を得た中で、取りやめになったケースがあったと聞いている。
- ・それは景観というより土砂災害が起こる可能性があるということでお願いをして取りやめになったケースだと聞いている。

(委員)

- ・まず目につくところで、リニアの周辺の山に大きく太陽光発電施設が設置されている。
- ・雑草地にしておく固定資産税が高くなるということで、土地の色々な活用方法を考える中で太陽光発電施設を設置する。
- ・そうすると景観が悪くなる。そういうところが結構あると思う。
- ・設置されているということは、申請があがってきたものが通っているということではないのか。
- ・今まで申請があった中で、「これはまずいですよ」ということで、だめになったケースはあるのか。

(事務局)

- ・聞いている中では1件ある。
- ・山の中に設置しようとしていた計画がなくなった話を聞いている。

(委員長)

- ・ここは、皆さんの思いも大変強い部分だと思う。
- ・意見を整理させてもらおうと、「適切な規制・誘導」という表現は、このまま生かした形でよろしいか。

(委員)

- ・今まで話を聞いている中で、私としてはいいと思う。

(委員長)

- ・ここは原案通り進めさせて頂く形でよろしいか。

(委員)

- ・意見と対応の5番にある内容を、どこかに記述をする必要があると思う。
- ・この部分を原案通りとするのであれば、別のところへ「立地に慎重な検討が必要なエリア」であることを明記するべきだと思う。

(委員長)

- ・いま、「立地に慎重な検討が必要なエリア」の表現を別のところへ記載するという提案があった
- ・ふさわしい記載箇所について、事務局に考えはあるか。

(事務局)

- ・前回審議をして頂いた「景観まちづくりの方針」の中に、「富士湧水の里の景観を守り活かす」という項目がある。
- ・その中に、「十日市場・夏狩湧水群の地区については立地に慎重な検討が必要エリアである」ということを追記したいと考えている。

(委員)

- ・最後に計画全体を通して確認する時に、表現についても確認するというところでどうか。

(委員長)

- ・次回全体を通して確認をさせて頂くことにしたいと思う。

(委員)

- ・谷村城下町周辺ゾーンについて、谷村町駅から勝山城跡に行くルートには道の案内があまり出ていない。
- ・それに対して十日市場の方は太郎・次郎滝とか夏狩湧水群の道案内の看板がかなりある。
- ・勝山城の方はあまり力を入れていない感じなのか。
- ・もしそこに本腰を入れるのであれば、もう少し道案内を増やした方がいいのではないかと思う。

(事務局)

- ・谷村町駅を降りて右手に看板がある。その1か所と、お城山の入り口に古い看板がある。
- ・看板を管理している部署と話をし、修繕などを考えていきたいと思う。

(委員)

- ・駅のところと勝山城の入口だけだと、どう行けばいいのかわからないと思うので、道中にもあった方がいいのではないかと思う。

(事務局)

- ・担当の課とも話をし設置を検討していきたいと思う。

(委員長)

- ・よろしければ、次の議題に進めさせて頂きたいと思う。

議題2：第3章 良好な景観形成に向けた行為の制限

- 資料に基づき「第3章 良好な景観形成に向けた行為の制限」について説明した。
(事務局)

(委員長)

- ・具体的な規制に関わる部分でボリュームが多いが、ご意見ご質問等があればお願いしたい。

(委員)

- ・景観法との関係もあると思うが、市街地景観形成地域については、例えば建造物の色彩の基準がゆるい。
- ・一般的に都市部は規制をしづらいつか、屋外広告物などがあって規制しづらいという話だと思う。
- ・谷村の市街地とか文大の周りなどが、市街地の景観形成の場所になると思う。

- ・谷村は、城下町の雰囲気を保ってもらいたい、文大の周りは学園都市にふさわしい顔づくりしていきたいとなると、色彩その他も含めて一定の規制や誘導が必要だと思う。
- ・全体的な調和がとれるような雰囲気づくりの取り組みが必要ではないかと思う。

(事務局)

- ・その点は、事務局でもかなり迷っていた部分である。
- ・今回、市街地景観形成地域のみが具体的な色の基準を設けていない。
- ・文言で「低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする」としている。
- ・景観を良くしていくという観点からは、他の地域と同様に定量的な基準を設け、ある程度の規制をかけた方がいい。
- ・しかし、市街地で人を集めたいところに、あまり規制をかけてしまうとそこに店舗や工場ができづらくなってしまう。
- ・まちが衰退してしまい、空き地や空き家が増え景観が悪くなっていくということも考えられる。

(委員)

- ・事務局の主旨は理解できる。多分そうだろうと思って聞いている。
- ・コンビニにしてもいいまち行くと、そのまちに合った色彩を使う。
- ・今回の景観計画の策定にあたっては、「城下町風情を活かしたまちをつくりたい。」と、ずっと言い続けてきた。
- ・どういうまちにしたかという市民の思いが先にあって、その思いに合わせながら、同じ思いの人が集まれば商売なると思う。
- ・そういうまちの方が訪問客とか来客等も増えて、結果的にはまちが活性化する。
- ・景観は、法の規制で何とかなるものではないと思っている。
- ・地域に住んでいる人も含めて「このまちをよくしていきたい。」「いいまちだと思っていて、みんなで協力する。」「そのことによってもっといいまちになる。」と確認できることが最初のスタートではないかと思う。
- ・色の規制をすると、商売に影響が出て当然クレームが出る。しかし、都留が目指そうとしているまちは、そういうとらえ方ではないと思う。
- ・谷村が中心市街地だとすれば、「城下町風情を活かしたい」と言っており、黒塚のまちをつくらうとしている。
- ・真っ赤に壁を塗ろうとは思わない。
- ・まちにも明確な数値の基準が入っていてもいいのではないか。
- ・色彩の基準を見ると、がちがち厳しいものではない。
- ・これぐらいの規制があっても、困らないのではないかと思った。

(委員長)

- ・今のご意見は、「谷村は象徴的なところなので、もう少し先導的に進めていくべき」といった、ご意見・ご提案である。

(委員)

- ・商工会という立場から、いまのご意見に反論しておかないとまずと思う。
- ・私はこの表現でいいと思う。
- ・景観で規制や条件がついてくると、それなりにコストがかさんでくる心配がある。
- ・仮に委員のご指摘の通りにすると、次のページに出てくる集落景観形成地域の色彩の基準を市街地にも適用することになると思う。
- ・気になる部分として、「アクセントとなる色彩を使う場合」とはどういう意味か。
- ・看板の中の文字のことを言っているのか。
- ・屋根や壁は使用する色彩はできるだけ抑えればいいのか。

- ・店名とか、ラーメン店がラーメンとか書くときにラーメンという字はこの色調にするということか。

(事務局)

- ・その部分はなかなか難しい問題である。
- ・屋外広告物は、景観法では規制対象にはならない。届出対象行為にもならない。
- ・壁にラーメンと書くといったことは、景観法では規制はできない。屋外広告物法での規制になる。
- ・ここでのアクセントとは、商業施設等で壁の一部にラインを入れたりすることを想定している。
- ・最近では、住宅等でもラインを入れたりする建物も見られる。
- ・屋根の下の軒の部分にラインを入れた建物が商業施設でよく見られるが、そのようなものをアクセントという形で想定している。

(委員)

- ・委員から商工会の立場での意見があった。
- ・この基準は、あくまでも新規でつくる場合の話である。既存の施設の色を変えろということにはならないと思う。

(事務局)

- ・そうである。
- ・模様替え等をしない限り規制の対象にはならない。

(委員)

- ・「新規にお金をかけて建物を建てる時には、こういう色に配慮してくださいね」という程度の話なので、別に構わないのではないか。

(委員)

- ・新規で建物を建てる時に、基準の色調に合わせるということは、それなりにコストがかさむと思う。それを心配している。

(委員)

- ・特別難しい色ではなく、ある程度の範囲の色の基準である。
- ・白だけでも何百種類の白がある。
- ・ある程度の幅の中で、統一感を持たせるような意味では、私は数値基準があってもいいのではないかと思う。

(委員)

- ・何色にしろとは書いてない。

(委員)

- ・例えば既製品のフェンスだと、大抵どこのメーカーも似たような黒色、ブロンズ色、白である。
- ・どこのメーカーのブロンズでなければだめといった細かい指定をしなくても、それほど色に統一感がないということではないと思う。

(委員長)

- ・観光地に行くと電話ボックスが茶色だったり、コンビニも壁が茶色であったりする。
- ・象徴となるような場所は、スポット的に色彩を整えているという話だと思う。

(委員)

- ・景観計画と景観条例をつくって、この議論を活かすように担当が頑張ってくれと思う。
- ・担当者の立場だと、こういう基準は厳しいぐらいの方が、仕事がしやすいのではないか。
- ・景観計画が緩ければ、条例も緩くなってくる。
- ・法令に抵触することはできないが、ある程度厳格なものにしておいて、窓口対応は

臨機応変な対応が必要になってくるが、「根拠はこの計画、条例だ」と言えるような状況にないといい景観の良いまちにはなっていないのではないかと思う。

- ・どちらかと言うと、より厳しく計画に記載をしておいた方がいいと思う。
- ・もう1点、景観法は、財界など色々なところと調整しながらつくっているのも、その法律自体でドラスティックに変わるような内容にはなっていない。
- ・その法律を受けて景観計画をつくっているのも、建築物は250㎡とか、太陽光発電施設は10㎡といった届出の規模になっていると思う。
- ・できない規制では、まったくない。
- ・どちらかと言えば、地域で声をあげながら、行政に「あそこには何かできるので何とかしてくれ」という時に、行政の職員が動けるように、根拠がこの計画に書かれていて欲しいと思う。
- ・懇談会では、「自分たちの住んでいるところは素晴らしい。それを掘り下げていきたい」という意見も出ていた。
- ・いまの時代に、畑が耕作できなくなってきたり、太陽光発電施設がたくさんできて、瞬間的には良くてもそれが20～30年たつと廃棄物になっていく状況も想定できる。
- ・できる限り規制ができたらいいと思う。なかなか規制というところまでいかないまでも、地域の声があがるような状況を計画に盛り込んでもらうことを希望する。

(委員)

- ・留守にしている間にこの会に参加させて頂いたので、すべてを把握できているわけではないが、いまのご意見を聞いていた範囲で感じたことを申し上げる。
- ・色を統制するというのであれば、「ゆいま～る那須」のある那須町は、御用邸もあるので、コンビニも含めてかなり色の規制をしている。
- ・コンビニのセブンイレブンもブラウンなどのシンプルな色で統一されている。
- ・箱根などの、少し小洒落た観光地は、色の規制をしているところが多いような気がする。
- ・ただ、それを都留に持って来て、はたして合うのかなと感じる部分がある。
- ・想いはわかるが、都留市は少し違うのではないかと思う。
- ・先ほどの説明で、古い建物はそのまま、新しくつくるものだけにこの規制がかかるということである。その点は私も気になっていた。
- ・当初、都留市に移住してきた時に、都留市駅がピンク色に塗られているのに非常に違和感を覚えた。
- ・最近では、あれはあれなりにいい雰囲気だと慣れてきた。
- ・うちの近くに、最近大変盛況な「より道の湯」が出来ているが、あそこも最初真っ黒な壁に赤いお風呂のマークが付いたので、何だろうこれとはびっくりした。しかし、これも最近は見慣れてきて、人の出入りがたくさんあるので、あれはあれでいいのかなと思えるようになった。
- ・箱根、那須のようなまちを目指すのであれば、建物自体の造りから変えていかないとあの雰囲気は出せないのではないかと思う。
- ・私はあまり厳しい規制をかけることはどうなのかなと思う。
- ・例えば地中海にあるような全部が真っ白の家がある。それはそれで素敵だと思う。
- ・逆に北欧に1つ1つ壁の色が全部違うまちがある。漁師のご主人が帰ってくる時に黄色い家が見えたら自分の家だと認識するために、建物がまちまちの色をしている。
- ・どちらがいいとも言えない。
- ・あまり規制を厳しくすることは個人的にはあまりよくないのではないかと感じる。

(委員)

- ・景観形成推進ゾーンと良好な景観形成に向けた行為の制限のつながりという部分で、多分、谷村城下町周辺ゾーンと規制が重なるところが出てくると思う。

- ・そのあたりはどのようなつながりがあるのか。
- ・谷村城下町周辺ゾーンの目標とする景観をつくるのは大変難しいことだと思う。
- ・文化を継承する、本市の顔となる質の高い景観をつくるには、50年100年の単位で考えていかないとならないと思う。
- ・いまの状況を見るとそう簡単にできるとは思えない。
- ・そのあたりのことを考えると、このまちを観光地化するような景観にするのか、人が住んで城下町の佇まいが残る程度のものにするのかということでも色々方針が変わってくると思う。そのあたりを教えてください。

(事務局)

- ・資料の63ページに記載がある
- ・今回のこの景観計画では2段階の行為制限のよって景観をコントロールしていきたいとの思いがある。
- ・一番上のイメージ図にある通り、市を3つに分けた区域ごとに制限をかけて、その上にさらに景観形成推進ゾーンが主になってくると思うが、そちらの地区を重点地区として指定をして、より厳しい基準をつくっていききたいという考えがある。
- ・重点地区に指定するには、地区の住民の皆さんの合意が得られなければならない。まずは、市を3地域に分けて比較的緩やかな規制をかけていききたいという考えである。
- ・その後、住民の方との合意形成が得られれば重点地区に指定してより強く規制をかけていくことを考えている。

(委員長)

- ・おそらくいまの質問の主旨は、57ページで谷村城下町周辺ゾーンは「市の顔にふさわしい先導的で風格ある景観形成が必要である」ことを謳っており、これは難しいのではないかとと思うくらい強く謳っているのに、その後の内容につながっていないのではないかと指摘だと思う。
- ・おそらくいまの答えとは、少し違うのではないかと思った。
- ・そのように強く示しているのに、いま示している規制は緩いのではないかとのご指摘だと思う。

(委員)

- ・「規制がゆるいのではないかと」ということではなく、実際に規制をかけるのは難しいのではないかと思った。
- ・行為の制限は、人が住んで住宅地を形成しているようなところすべてにかかっている。
- ・本当にそこまで必要なのかと感じる。
- ・届出は規模が大きな建物ということになるが、住宅が並んでいくようなところがだいたいまちなみを形成しているので、住宅を除外するのであればあまり変わらないのではないかと思う。

(委員)

- ・景観形成推進地区は5つのゾーンに分けているが、谷村地区のゾーンと言っても谷村地区は広い。
- ・景観をよくするために城下町をつくる。城下町のイメージは茶色系だと思う。そのイメージをもとにして話をしていると思う。
- ・谷村地区全部をそういうイメージでとらえるのか、あるいは谷村地区をいくつかブロック化して、このブロックだけは当面そういうことをやっていこうということも考えられる。
- ・ただ、やっていく上では商工会の方が言われたようにコストの問題がある。
- ・コストをある程度踏まえた上で、ゾーンの全てを考えるのではなく、谷村地区では

端っこの方と真ん中では全然違うので、城下町というイメージで進めるのであればブロックに分けて考えてはどうか。

- ・規制する上で、このブロックはこういう形でやっていく、規制をするのであればこういう形でフォローする、そういうことも含めてはブロック化ということを考えてらどうかと思う。

(委員長)

- ・いまの議論を整理すると、まずひとつは事務局から提案されている基準の内容を少し厳しくした方がいいのではないかという意見があった。
- ・もうひとつは、もう少し細かいゾーンで考えてほしいとの意見があった。
- ・最後は、実際規制は難しいのではないかとの意見があった。
- ・会議は9時までという予定であるが、私と事務局の計算ミスで時間が押してしまっている。
- ・今回は計画の本丸の部分だと思うので、よろしければもう少しご意見を伺わせて頂くこととしたいと思う。
- ・次回は、第5章の部分でボリュームが少なく余裕があると思うので、もしよろしければ第4章は次回にまわして、今回の計画のど真ん中のところだと思うのでもう少し皆様のご意見を頂けたらと思う。

(委員)

- ・63 ページの記載内容について、市全域に関する行為の制限事項と景観形成重点地区に関する行為の制限事項は別だという話だったが、63 ページ以降の内容は、市全域に関する行為の制限事項にあたるのか。
- ・景観形成重点地区の制限事項に関しては、どのあたりを参考にすればよいのか。

(事務局)

- ・今回の計画の中では重点地区の指定はしていない。
- ・57 ページで景観形成推進ゾーンとして5つの地区をあげさせて頂いた。
- ・この地区が先導的な取り組みを行っていくべきところで、今後、この地区を重点地区に指定をしていって、別の制限をかけていく形を考えている。

(委員)

- ・景観形成推進ゾーンについては、まだ具体的な内容はないということか。

(事務局)

- ・住民の方との協議などが色々あるため、まだこの計画の中では決めていない。
- ・景観形成重点地区の候補地を、ここで挙げさせて頂いている形である。

(委員)

- ・住宅には制限がかからないという説明である。
- ・大きい建物に限る中で、本計画の目的は第2章にあるように「住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく交流と誇りを育む」ということである。
- ・子どもたちにとっても自分たちが住んでいるところに何か誇りを持てるということを考えた時には、ある程度の特徴が必要だと思う。
- ・普通の規制ではそういう風にはならないのではないかと思う。
- ・住宅以外のものを対象とする時に、どのような建物にどのような規制をかければ、そのような景観が生まれると考えているのか。もしイメージがあれば教えて頂きたい。

(事務局)

- ・今のご質問の内容について、規制だけでよい景観をつくっていくことは難しいと考えている。
- ・規制は足切りで、悪いものをやめて頂くというのが規制で実現ができる内容だと考えている。

- ・本当にいいものをつくっていくという部分は、この計画で第4章の景観資源等の質的向上に向けて、第5章の計画の推進に向けての部分になる。
- ・どちらかというと住民の方の取り組みや意識などが向上していくことによって実現していくものだと考えている。
- ・今回お示ししている3地域の基準は、まずは悪いものをやめて頂いて一定水準以上にしていこうという内容になっているので、細かい基準までは設定をしていない。
- ・ゾーンを分けてもう少し厳しい基準を設定したらどうかというご意見があったが、「誰が考えても、これはちょっとよくないよね」というのをやめようということは、皆さんが「そうだよね」という話になるが、いいものをつくろうということで、「こうしていこう」という話になると、個人の費用負担等も当然増えていくことになる。
- ・それをやっていくためには、住民の方と話をし、みんなでこれをやっていこうという意識が高まっていかなないと、そういう基準まで設定するのは難しいと考えている。

(委員)

- ・私も、いま委員が言ったことと同じ印象を持っている。
- ・どのようなイメージでやっていくのかということが、具体的に頭の中に浮かんでこない。
- ・例えば、那須町のようにしたいのか、箱根のようなシックなものにしたいのか。
- ・那須町は御用邸という大ブランドがあるので、ゴールドの部分がある。だからシックなまちなみでも色々な方が訪れるということがある。
- ・規制、足枷だけつけてストーリーが見えてこないとだめだと思う。
- ・住民の方もそんなまちになるのならやっていこうと思えるが、城下町であれば川越のようにしたいのか、具体的なイメージがよくわからない。

(委員)

- ・第2章に方針が載っている。都留をどのようなまちにしたいかという市民の意見を盛り込んで、景観形成方針としてまとめている。
- ・想いとストーリーに近いものが箇条書きで列記されている。
- ・谷村では城下町を活かしたまちにしたいということが、市民懇談会から積みあがった意見だと思う。
- ・都留の中心市街地、市街地景観形成地域というと禾生から十日市場、東桂までのエリアが該当すると思う。
- ・谷村地区は城下町周辺ゾーンになっていて、目標や方針が設定されている。
- ・それに近づけるために具体的な規制をどうするかという話である。
- ・規制という言葉が嫌であれば、方法とか手段に置き換えて、その取り組みを進めればいいだけの話である。
- ・その時に、最低限の色の話をどこまで表現するかということである。
- ・規模が大きい250㎡以上の建物を新規につくる時にどうするのかという話で載っていて、谷村のまちなかにピンクの建物をつくりたいという人が現れた時に、市役所が「それは城下町に合わない」と言えるものをつくろうということを、議論していると理解している。
- ・事務局案の色の数値基準がものすごく厳格な規制かということ、そうは思えない。
- ・色彩の数値基準の表を、市街地景観形成地域にも入れるか入れないかという議論がある。
- ・入れないという意見が多ければ、別に入れなくて文言の表現だけでもいいと思う。
- ・しかし、入れたからと言って、特別難しい事態にはならないのではないかと。

(委員長)

- ・少し交通整理をさせて頂く。
- ・まちのイメージは、これまでの議論の積み上げの中で第2章までにまとめたものが目指す方向ということによろしいか。
- ・それらに基づいて、具体的な色とか、規模とか高さといったことが基準に入っている。
- ・こちらについてはもう少し厳しい規制が必要でないかとの意見があった。
- ・それに付随して、少しゾーンが大きいので、少し区分けをしたらどうかという提案もあった。
- ・ただ一方で、経済衰退のことも考えなくてはいけない。
- ・重点地区の指定を進めるためには、住民の合意が必要なので、いまは間口を広くしているというのが、事務局からの提案だと思う。
- ・そこの擦り合わせなのかの問題だと思っている。双方の擦り合わせが今後できればいいと思っている。

(委員)

- ・新規の建物については規制対象になるという話である。
- ・どれだけ新しい建物ができるかと考えると多くないのではないか。
- ・要するに古い建物の方が多い。それには何の規制をかけないということだと、そのままである。新しいところだけに規制をかけても、まだらになって景観としてはまったく見栄えがしないのではないか。
- ・新しく建てる建物に対して規制をする。どのくらいの比率で新しい建物ができるかにもよるが、今の経済状況や核家族化を見ると、お年寄り二人で住んでいるところが多く、新築は少ない。
- ・そうすると新築するところだけがまだらになって。景観としての価値は高まらないのではないか。
- ・少しでもまとまってやるためには、できたらブロック化して、「この地域だけでも実現しよう」というように、モデル的に行う必要があるのではないかと思う。

(委員長)

- ・モデル的に先導していくというご提案である。

(委員)

- ・全部統一するのは難しいと思う。まず無理である。
- ・都留市で80坪以上の家をこれからつくる、あるいはつくられた方はそんなに何軒もないと思う。
- ・また、新築する時に真っ赤な色の家をつくる人も今のところはないと思う。だいたい一般的な色をつかった家だと思う。
- ・委員の意見はわかるが、そんなに気にしなくてもいいのではないかと思う。

(委員)

- ・先ほど説明あったが、「悪いものを増やさないようにしましょう」という話である。
- ・今あるものを変えることはできない。
- ・今の状況を悪くしないようにしながら、新しくつくるものを一定の基準に収めていくことを50年やっていけば、そんなに雰囲気になるのではないかというのが今回の計画だと思う。

(委員)

- ・50年先なんていう計画をつくっても、しょうがないのではないか。

(委員)

- ・やる方がいい。

(委員)

- ・やらないよりはやった方がいい。

(委員)

- ・今回の計画は、30年といった時間が経つことによって、第2章に書かれているようなまちに近づいていくという話である。
- ・この計画ができたから、みんな一斉に直せという話にはならない。

(委員)

- ・少しでも実現をしていかないと、私は意味がないと思う。
- ・夢を語ってもしょうがない。
- ・規制をつくっても、今のままでいいということになる。

(委員)

- ・現状に対する規制でなく、新たな大規模な建物について、一定の向かわせるという内容である。
- ・時間が経過することによって、第2章で考えているようなまちが形成される。
- ・この計画で、都留市の景観が一変するということとはできない。

(委員)

- ・一変でなくて、前進はしたいという話である。

(委員)

- ・前進はしたい。
- ・しかし、法的な話としてそこまでは難しい。

(委員長)

- ・事務局でお示頂いた案は、委員がおっしゃったように、大規模な新築が対象となっている。
- ・しかし、実際前進するためにはもう少し踏み込んだ方がいいかということにもなってくる。
- ・時間も残り少なくなってきたので、他の皆様から意見があればお願いしたい。

(委員)

- ・細かい話だが、教えて頂きたい。
- ・65ページの行為の手続きの流れの中に、景観審議会が出てくるのではないかと思う。
- ・適合審査のところ、必要なものはこの段階で、景観審議会が入ってくるのではないかと思う。
- ・全てではないと思うので、適合審査のところにあたるのかという確認と、どのような場合に景観審議会にかけていくのかなど、そういった手続きについて説明を入れた方がいいのではないかと思った。

(事務局)

- ・景観審議会は、ご意見の通り適合審査の部分で入ってくると思う。
- ・それがどの場合に入ってくるかということだが、担当課の方で審査をした時に判断ができない案件、又は高さ基準を超えてしまう場合がどうしても出てくるが、その時に特例として認める場合などには審議会にかけてご意見を伺うことになる。
- ・審議会が分かるように記入できるかどうかは検討をさせて頂きたいと思う。

(委員長)

- ・予定に終了時刻が近くなっているので、少し私の方でまとめをさせて頂きたいと思う。
- ・少しストーリーの整理が必要なのかと思った。
- ・それはどういうことかということ、目標はこういうものというスローガンをつくったと思う。そこへ向かっていくためには、どういう筋道というかストーリーをつなげていけばいいのか。「姿が見えない」、「イメージがわからない」という意見も、そうい

- うところにつながるのではないかと思います。
- ・今の手法としては大規模な建築で新築に限って、規制誘導していく。それが最終的にはどんなふうにつながって、市全体につながっていくのかというところ見えてくれば皆さんが納得できるのではないかと思います。
 - ・そのあたりのストーリーづくりが必要ではないかと思った。
 - ・その点は事務局で整理をして頂ければと思う。
 - ・この規制誘導の案がどう全体に波及していくのか。重点地区にしていくところもあると思う。
 - ・委員の中からは、ブロック化というご提案もあった。
 - ・この規制の内容が全体に波及して景観につながっていくのかというところの整理を、次回の最初に説明して頂けたらと思う。

(事務局)

- ・ストーリーについては、目次を見て頂きたい。
- ・まず第1章で課題を抽出して、その課題を解決するための目標や方針を第2章で決めている。その目標に近づけるためにどういうことをしていくかということで、第3章はマイナスのものをゼロに近づけるような形になる。
- ・規制をかけてマイナスをゼロに近づけていくという形である。
- ・第4章、第5章では、ゼロのものをプラスに持っていく内容という流れを考えている。

(委員)

- ・先ほどは、商工会の立場で意見を言っておかないといけない思い発言させてもらった。
- ・規制をすることに反対ということではない。
- ・規制をするには当然ストーリーや説得材料がなければならない。
- ・2段階の規制のやり方になるわけで、今回決める計画段階では3地域に区分して、例えば市街地であればこういう規制だということにとどめておいた方がいいのではないかと思います。
- ・城下町の風情といったものについては、今後やっていくゾーンを限定した制限事項に盛り込んでいけばいいと思う。
- ・厳しい規制でもそれなりの理由があれば、商店街としても受け入れざるをえない。
- ・理解をしてもらえるように努力していくことが必要になってくると思う。
- ・計画はよくできていると思っている。
- ・最初に市全面に枠をかけて、今後、それをさらにゾーンごとに行っていくことで計画が完成すると見ている。
- ・結論から言えば、事務局案でいいのではないかと思います。

(委員長)

- ・皆様から色々ご意見を頂いた。
- ・少々乱暴ではあるが、概ね事務局案でよいということで、よろしいか。
- ・かなりボリュームがあった中で、内容を把握して頂くことも、なかなか難しかったと思う。
- ・次の章もあるので、その内容を見て全体像が見えてくるところもあるかと思う。
- ・今日のところは、こちらの案で進めさせて頂いて、何かあれば、次回ご意見等を頂ければと思う。
- ・今日は予定を変更して第3章までとなってしまったが、規制の部分で皆様から色々なご意見ご提案を頂いた。
- ・より良い方向に向かうようなご意見は取り入れて頂きたいと思う。
- ・次回、今日の続きを見て頂きいと思う。

- ・私の力不足で第3章までとなってしまったが、次回は第4章、第5章、の部分について検討して頂きたいと思う。

4 閉会・その他

(事務局)

- ・委員長には、長時間にわたり委員長を務めて頂きお礼申し上げます。
- ・また委員の皆様には貴重なご意見等を頂き感謝申し上げます。
- ・本日皆様から頂いたご意見等については、事務局で検討した上で計画書へ反映させて頂くと共に、検討結果を次回の会議で報告したいと考えている。
- ・本日が付かなかった点についても、随時事務局にご連絡を頂きたいと思っている。
- ・次回は3月下旬ごろの開催を予定している。
- ・開催案内については3週間程前に通知させて頂くので、皆様には積極的なご参加をよろしく願いたい。
- ・本日は長時間に渡り審議して頂き、お礼申し上げます。

(以上)